

— 地域で支える子育て支援 —

系魚川市 子ども虐待防止対応の手引き



系魚川市要保護児童対策地域協議会

はじめに

こどもへの虐待は、こどもの心身に傷を負うばかりではなく、親や大人への信頼する心を失い、自己存在の否定にまで繋がるなど、こどもの人格形成に重大な影響を及ぼします。

児童虐待は、いくつかの要因が重なることによって、どの家庭でも起こりうると言われています。発生を予防し、重篤化や再発を防ぐためには、早い段階で発見し、対応することが重要です。地域や関係機関でこどもの様子が『おかしい』と感じたら、迷わずご相談ください。

この手引書は、こどもを虐待から守るため、日頃からこどもと接する機会の多い皆様が連携して支援していくために作成しました。

こどもたちが安心して健やかに成長できるよう力をあわせて支援していきましょう。

令和5年8月

糸魚川市要保護児童地域対策協議会
(糸魚川市教育委員会事務局こども課)

オレンジリボン



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

こどもを虐待から守るための5か条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず連絡 (通告は国民の義務)
- ② 「しつけのつもり」が虐待に・・・ (こどもの立場で判断)
- ③ ひとりで抱え込まない (あなたにできることから即実行)
- ④ 親の立場よりこどもの立場 (こどもの命が最優先)
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる (特別なことではない)

目次

基本編

- 1 要保護児童対策地域協議会(要対協)とは
 - (1) 要保護児童対策地域協議会の役割 …1
 - (2) 支援対象と相談種別 …2
- 2 要保護児童対策地域協議会の組織と運営
 - (1) 体制 …3
 - (2) 会議運営 …3
 - (3) 構成員(関係機関) …4
 - (4) 関係機関の役割分担 …4

実務編

- 3 児童虐待とは
 - (1) 児童虐待の定義 …6
 - (2) しつけと虐待の違い …7
 - (3) 虐待が起こるのはどんな時か …8
 - (4) 虐待がこどもに及ぼす影響 …8
 - (5) 虐待の通告・相談 …9
- 4 園・学校における児童虐待防止対応について
 - (1) 発見から通告の流れ …10
 - (2) 通告受理後の初期対応 …11
 - (3) 効果的な記録の取り方 …12
 - (4) こどもへの聴き取り …13
 - (5) 保護者への対応 …14
- 5 相談窓口と連絡先 …15

資料

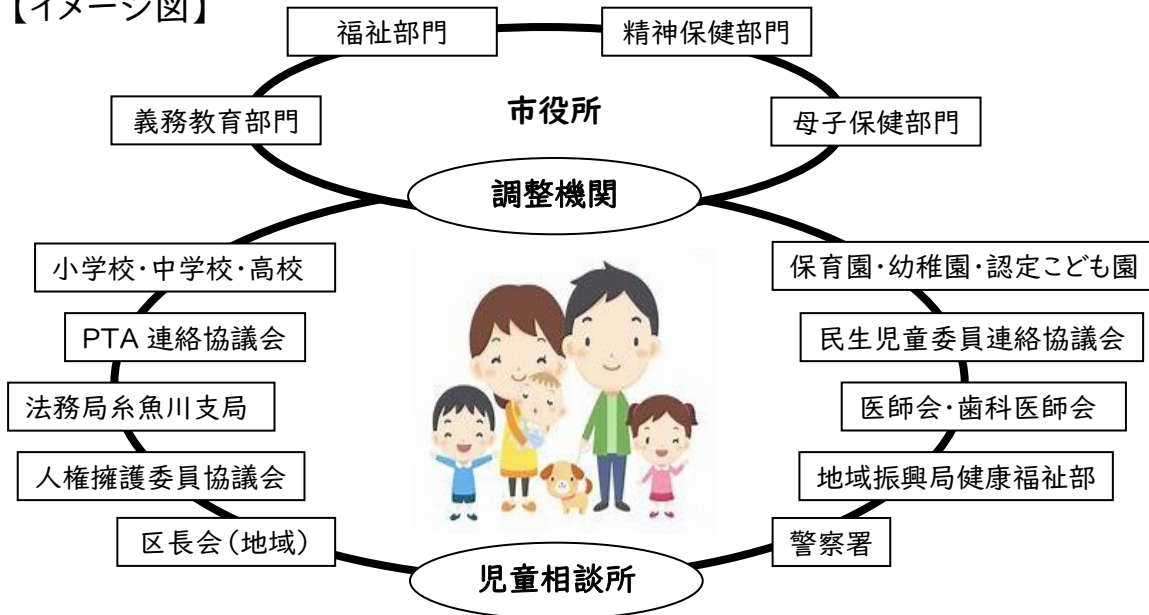
- ・園での気づきから支援まで 1日のチェックポイント …16
- ・小学校・中学校での気づきから支援まで 1日のチェックポイント …17
- ・在宅支援アセスメントシート …18
- ・要保護児童等の重症度判断表 …19
- ・一時保護 緊急度アセスメントシート …20
- ・ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート …21
- ・マルトリートメント …22
- ・児童虐待につながらないための具体的な工夫の例 …23
- ・ケース登録基準について …24
- ・ケースの終結判定について …25
- ・糸魚川市要保護児童対策地域協議会要綱 …26

Ⅰ 要保護児童対策地域協議会（要対協）とは

要保護児童対策地域協議会とは、児童虐待や養育支援が必要な児童や保護者に対し、複数の関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で支援していくことを目的に設置されている「こどもを守る地域ネットワーク」です。

児童福祉法
第25条の2

【イメージ図】



糸魚川市
要保護児童
対策地域
協議会 要綱

(1) 要保護児童対策地域協議会の役割

- ① 発生予防
- ② 早期発見
- ③ 相談の受理

糸魚川のこどもが
安全で安心な生活を
送れる地域をつくる

- ④ 迅速な支援
- ⑤ 関係機関の連携
- ⑥ 関係機関が同一の認識の下で継続した支援



守秘義務が課せられています

- ・正当な理由なく、知り得た情報を漏らしてはいけません。
- ・構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、その他必要な協力を求めることができます。

➡個人情報の保護に配慮し、関係機関の役割を理解した上で連携していくことが大切です。

児童福祉法
第25条の5
第25条の3

(2) 支援対象と相談種別

妊娠期～18歳までの児童及びその家庭

① 要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護されることが不相当であると認められる児童

② 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童



③ 特定妊婦

出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

※ ①～③に該当する家庭は、進行管理台帳に登録し、
転出入の際は、ケース移管が行われる。

児童福祉法
第25条の2

要保護児童	
児童虐待相談	身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
要支援児童	
養護相談	家庭内の環境的問題(保護者の精神疾患や性格的特性)など
保健相談	精神疾患等を有するこどもが生活している家庭など
障がい相談	こどもの発達障がいなどにより保護者支援を要する家庭など
非行相談	く犯、触法行為など
育成相談	性格・行動上の問題、不登校、しつけに関する相談など
その他の相談	上記に当てはまらない相談
特定妊婦	
特定妊婦相談	若年、経済的問題、妊婦の心身の不調など

要保護児童等
の重症度
判断表
P19 参照



知っていますか? 「ヤングケアラー」

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいいます。

たとえば・・・

- 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- 日常的に家族の看病や身の回りの世話、声かけなどの気づかいをしている
- 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている など

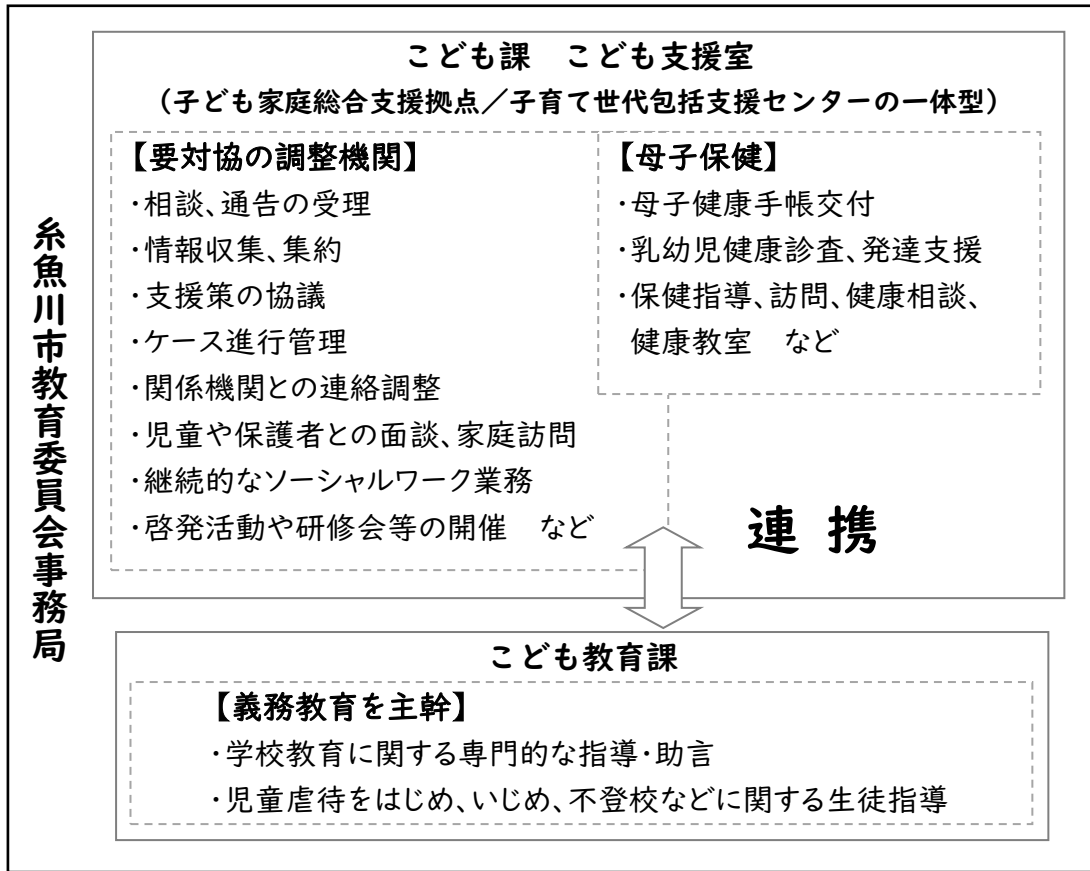
こどもにとって学校生活に影響が出たり、心や体に不調を感じるほどの負荷がかかっている場合は、支援や配慮が必要です。



ヤングケアラー
のアセスメント
シート
P21 参照

2 要保護児童対策地域協議会の組織と運営

(1) 体制

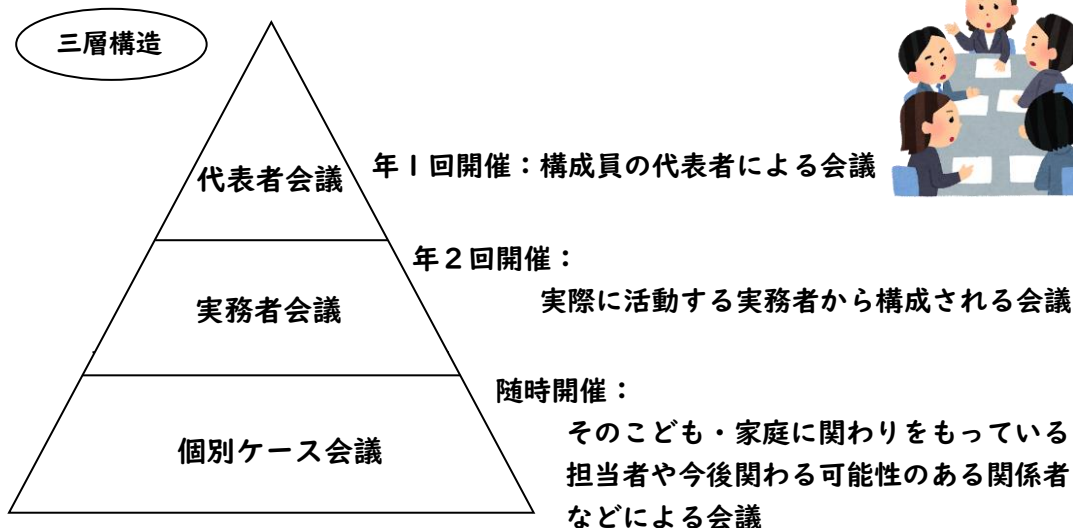


(2) 会議運営

要保護児童対策地域協議会は、下記3つの会議から構成されています。

要保護児童等について協議を行うほか、対応件数の報告や関係機関の取り組み内容について、情報共有を図ります。

こども課が調整機関としての業務を行い、家庭児童相談員がその中核を担っています。



厚生労働省
要保護児童
対策地域
協議会設置・
運営指針 参考

(3) 構成員（関係機関）

児童福祉機関

- ・上越児童相談所
- ・糸魚川市福祉事務所
- ・市内保育園

保健医療機関

- ・糸魚川地域振興局健康福祉部
- ・糸魚川市医師会
- ・上越歯科医師会糸魚川支部
- ・糸魚川市健康増進課

教育機関

- ・糸魚川市教育委員会事務局
- ・市内高等学校
- ・市内中学校
- ・市内小学校
- ・市内特別支援学校
- ・市内幼稚園、認定こども園

警察・司法機関

- ・糸魚川警察署
- ・新潟地方法務局糸魚川支局

児童福祉関係

- ・糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会

教育関係

- ・糸魚川市小中学校PTA連絡協議会

人権擁護関係

- ・糸魚川人権擁護委員協議会

その他

- ・市内区長会

糸魚川市
要保護児童
対策地域
協議会 要綱



(4) 関係機関の役割分担

児童相談所 担当：上越児童相談所(025-524-3355)

- 専門的な知識や技術を要する事例への対応や市に対して後方支援を行う県の行政機関
- ・虐待通告や情報提供を受け、こどもと家族の状況把握、調査、保護者への指導などを行う。
- ・児童の安全確保のため、一時保護や施設入所の判断など法的措置を講じる。

警察 担当：糸魚川警察署(552-0110)

- こどもの生命、身体を守る職務
- ・110番通報や関係機関からの情報提供を受け、こどもの安全確認および安全確保を行う。
- ・事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。

保健所 担当：糸魚川地域振興局健康福祉部(553-1933)

- 総合的な地域保健に関する業務を行う県の行政機関
- ・精神保健福祉に関わる業務を担う。
- ・関係機関と連携を図り、より専門的・広域的な観点から支援する。

保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校

- こどものすこやかな成長に向け、適切な支援を行う機関
- ・こどもの変容やこどもの抱える不安要素にいち早く気付くことができ、関係機関に通告する。
- ・こどもや家庭に対して適切な支援を行い、こども課、こども教育課、児童相談所と連携する。

医療機関 担当：糸魚川市医師会・上越歯科医師会糸魚川支部

- 児童虐待を発見しやすい立場にあり、虐待の兆候を見抜く専門機関
- ・診察時に身体的所見・精神的所見から虐待の兆候の確認を行う。
- ・要保護児童等に気付いた場合は、調整機関(家庭児童相談員)と連絡を取り合う。

法務局・人権擁護委員

担当：新潟地方法務局糸魚川支局(552-0356)
糸魚川人権擁護委員協議会(552-9101)

○地域住民から人権に係る相談を受けて問題解決にあたる機関

- ・法務局では、人権問題として虐待相談を受ける。
- ・人権擁護委員は、相談活動や啓発活動を行い、虐待の早期発見および未然防止に努める。

地域

担当：糸魚川市民生委員児童委員連絡協議会・糸魚川市内区長会

○地域内での見守り役

- ・子ども達の様々な情報をキャッチできるよう、日常的に情報収集に努める。
- ・地域住民から相談を受けた場合、調整機関(家庭児童相談員)に連絡する。

PTA

担当：糸魚川市 PTA 連絡協議会

○PTA間の交流の中での見守り役

- ・子どもや保護者同士で接する機会があるため、身近な相談相手となれる。
- ・PTA間で心配な情報があった場合、園・学校または調整機関(家庭児童相談員)に連絡する。

(市役所関係部署) 連絡先：552-1511(代)

福祉部門

担当：糸魚川市福祉事務所

○福祉の相談窓口として住民に身近な機関

- ・障がい福祉サービスの提供を行う。
- (日常生活における福祉相談、障がい者手帳や各種福祉制度の申請・交付等)
- ・経済問題や夫婦関係等、困難を抱えている家庭に対して支援を行う。(生活保護やDV相談等)

**精神保健部門(保健師)**

担当：糸魚川市健康増進課

○市民の精神保健の保持・増進を図り、普及啓発を行う機関

- ・こころの健康に関する様々な相談や予防活動に努める。
- ・精神保健(精神疾患や自殺予防など)への支援。医療機関や保健所との連携を担う。

義務教育部門(指導主事)

担当：糸魚川市教育委員会事務局こども教育課

○学校教育に関して専門的な見地から指導・助言を行う機関

- ・要保護児童等への対応について、全体的な視野から、適切な支援体制の構築を行う。
- ・学校に対して適宜指導・助言を行い、関係機関と連携する。

母子保健・児童福祉部門

担当：糸魚川市教育委員会事務局こども課

こども支援室

保健師等

○親子の心身の健康に関して専門的な見地から助言・指導を行う機関

- ・妊産婦・乳幼児や児童に関する様々な母子保健業務を通して早期発見に努める。
- ・虐待対応においては、専門性や機動力、保護者からの信頼性を生かした重要な役割を担う。

家庭児童相談員(調整機関)

○問題を抱えている家庭の相談や虐待通告を受け、ケース支援のマネジメントを担う

- ・家庭訪問や来所、電話相談で子育てのアドバイスをを行う。
- ・専門機関の紹介や関係機関と連携して支援する。
- ・要保護児童対策地域協議会に関する事務の統括。